

河内町訓令第9号

河内町町制施行30周年記念冠事業取扱要綱を公布する。

令和8年3月2日

河内町長 野澤良治

河内町町制施行30周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内外に河内町（以下「町」という。）の町制施行30周年を広く発信し、盛り上げるため冠称を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の承認)

第2条 冠事業を実施しようとする者は、この告示の定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。ただし、町又は町の機関が主催する冠事業（以下「町主催冠事業」という。）については、この限りでない。

(対象事業)

第3条 冠事業として承認する事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施される事業で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 町制施行30周年記念事業基本方針の実施事業（1）から（3）までのいずれかに該当する事業
- (2) 次のいずれかが実施する事業
 - ア 町が出資し、又は援助する公共的団体等
 - イ 町内に設立し、若しくは活動拠点を置く団体又は企業等
 - ウ その他実施主体として町長が適当であると認める団体又は企業等
- (3) 主催者が明確であり、かつ、実施費用を負担する事業
- (4) 実施の時期や内容が、冠事業としてふさわしいと認められる事業
- (5) 次のいずれにも該当しないと認められる事業
 - ア 町の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがある事業
 - イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
 - ウ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業

エ 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。

オ 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関係している事業
(冠称)

第4条 事業の名称に付する冠称は、「町制施行30周年記念事業」を付するものとする。

2 広報媒体の体裁上やむを得ない場合は、「町制施行30周年記念」と表示することができる。

3 前各号のほか町長が特に認めたものを付することができる。

(記念ロゴマーク等の使用)

第5条 次条の規定により冠事業の承認を受けた者(以下「冠事業実施者」という。)は、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 町制施行30周年記念ロゴマーク等の使用

(2) 啓発用のぼり旗の貸出等

(3) その他冠事業に係る周知

2 前項第1号のロゴマーク等を使用する場合は、河内町町制施行30周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱(令和8年訓令第2号)の規定を遵守しなければならない。

(承認手続)

第6条 冠事業の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、河内町町制施行30周年記念冠事業承認申請書(様式第1号。

以下「申請書」という。)により町長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、この限りでない。

(1) 町主催冠事業

(2) 町長が適当であると認める事業

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、冠事業の承認の可否を決定し、河内町町制施行30周年記念冠事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更又は中止)

第7条 冠事業実施者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、河内町町制施行30周年記念冠事業変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)により、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申請書の提出があったときは、その可否を決定し、河内町町制施行30周年記念冠事業変更承認(不承認)決定通知

書（様式第4号）により、通知するものとする。

（承認の取消し）

第8条 町長は、冠事業の承認をした事業が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったときその他冠事業として適当でなくなったと認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、冠事業実施者に河内町町制施行30周年記念事業承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（免責）

第9条 町長は、前条の規定により承認を取り消したときは、冠事業実施者に損害があった場合であっても、町は、その損害を賠償する責めを負わない。

2 冠事業実施者が、冠称やロゴマーク等、啓発品の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、町は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（実施報告）

第10条 冠事業実施者は、当該事業終了後、速やかに河内町町制施行30周年記念冠事業実施報告書（様式第6号）により、町長に報告しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の日以前に第6条の規定による冠事業実施者に係る第9条及び第10条の規定は、この要綱が失効後も、なおその効力を有する。

（河内町町制施行30周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱の一部改正）

3 河内町町制施行30周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱（令和8年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 冠事業で使用するとき。